奈良県訓令第七号

各部課室
各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

第七条第一項第二号中「文化観光局長名、平城遷都千三百年記念事業推進局長名、こども家庭局長名」を「南部振興監名、観光局長名、こども・女性局長名」に改める。

第九条第一項及び第十一条第五号中「文化観光局長印、平城遷都千三百年記念事業推進局長印、こども家庭局長印」を「南部振興監印、観光局長印、こども・女性局長印」に改める。

第十八条第三項第四号中「文化観光局長決裁、平城遷都千三百年記念事業推進局長決裁、こども家庭局長決裁」を「南部振興監決裁、観光局長決裁、こども・女性局長決裁」に改める。

第三十一条第一項中「印影」の下に「（その縮小したものを含む。以下同じ。）」を加える。

別表の本庁における記号の表地域振興部の項を次のように改める。

地域振興部	企画管理室	地企
	市町村振興課	市町村
	南部振興課	南振
	地域政策課	地政
	文化・教育課	文教
	東アジア連携課	東ア連
	ならの魅力創造課	魅力
	ならのにぎわいづくり課	にぎわい
	国際観光課	国観

「」

別表の本庁における記号の表健康福祉部の項中

こども家庭課	こども	を
少子化対策室	少子	

子育て支援課
こども家庭課
女性支援課

子育て	こども	支

に改め、同表くらし創造部の項中

人権施策課	人権	男女
男女共同参画課		

「人権施策課」を「人権」に改め、同表産業・雇用振興部の項中「商工課」を「地域産業課」に、「産業支援課」を「工業振興課」に改め、同表農林部の項中

農業経営課	農経	農業水産振興課
農業水産振興課	農水振	農業経済課

「農業水産振興課」を「農業経済課」に、

耕地課	耕	担い手・農地活用対策課
担い手・農地活用対策課	担	林政課
林政課	林	

「地域農政課」を「農村振興課」に、「林業振興課」

地域農政課	地農	農村振興課
農村振興課	農振	林業振興課
林業振興課	林	

「全国育樹祭推進室」を「全国育樹祭開催準備室」に改め、同表土木部の項中「緑化フェア推進室」を「奈良公園室」に改める。

全国育樹祭開催準備室	育準	全国育樹祭推進室
全国育樹祭推進室	育推	緑フ
緑フ	緑	奈良公園室
奈良公園室	奈公	

「奈良県旅券事務所
奈良県新公会堂
奈良県文化会館」

奈良県旅券事務所	旅	奈良県新公会堂
奈良県新公会堂	新公	奈良県文化会館
奈良県文化会館	文館	

別表の出先機関における記号の表中

奈良県橿原文化会館	橿文館
国際奈良学セミナーハウス	国奈セ
奈良県立万葉文化館	万葉館
奈良県立美術館	美
奈良県立民俗博物館	民　博
奈良公園シルクロード交流館	奈シ館
奈良県立図書情報館	図　情

」を「

奈良県立民俗博物館	民　博
奈良県文化会館	文　館
奈良県橿原文化会館	橿文館
奈良県立図書情報館	図　情
奈良県立万葉文化館	万葉館
奈良県立美術館	美
平城京歴史館	平　歴
奈良県旅券事務所	旅

」に、「

奈良県立精華学院	精　学

」を「

奈良県立精華学院	精　学
奈良県女性センター	女性セ

」に、「

奈良県立橿原公苑	橿　公
奈良県女性センター	女性セ

」を「

奈良県立橿原公苑	橿　公

」に、「

奈良県畜産技術センター	畜技セ
奈良県家畜保健衛生所	家畜保
うだ・アニマルパーク	アニパ

」を「

奈良県畜産技術センター	畜技セ
奈良県家畜保健衛生所	家畜保
うだ・アニマルパーク	アニパ

」に、「

奈良公園管理事務所	奈公管
奈良県流域下水道センター	奈流下

」

「

奈良公園管理事務所	奈公管
奈良県新公会堂	新　公

」

公　を
せ
」

国際奈良学セミナーハウス	国奈セ
奈良公園シルクロード交流館	奈シ館
奈良県流域下水道センター	流下セ
県営住宅管理事務所	住　管

」

に改める。

第十二号様式中

「

印刷時の公印の色	色

を

「

印刷時の公印の色	色
印刷時の公印の寸法	実寸大　・　縮小（縦　mm×横　m

」

を

「

	m）

」

に改める。